

## 令和 6 年能登半島地震による被災者に係る一部負担金等の 徴収の猶予に係る取扱期間延長について

このたびの令和 6 年能登半島地震により被害を受けられた皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。

さて、令和 6 年能登半島地震により被災された方が保険医療機関等を受診した場合、一部負担金等の徴収を令和 6 年 9 月末日まで猶予しておりますが、総務省の要請により、猶予期間を 12 月末日まで延長することとなりました。

令和 6 年 10 月以降、保険医療機関等の窓口での一部負担金等の徴収の猶予を受けるためには、保険医療機関等を受診する際に、組合員証等と共に「一部負担金等徴収猶予証明書」の提示が必要となりますので、共済組合へ別紙「一部負担金等徴収猶予申請書」を提出し、猶予証明書の交付を受けてください。

なお、当共済組合における一部負担金等の取扱いは、「猶予」です。  
猶予期間終了後に、一部負担金相当額を徴収させていただきます。